(ii)　本件弁済時に、第一免除後の各特別清算債権額から本件弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。ただし、本件弁済額が、第一免除後の各特別清算債権残額を超える場合は、本件弁済額が第一免除後の各特別清算債権残額を超える部分につき、第一免除の効力が失われるものとする。

第３　未確定債権に関する措置

未確定債権は、訴訟手続（福岡地方裁判所平成26年（ワ）第3852号）又はその上訴審において、債権の存否及び額が確定される。

未確定債権者は、上述訴訟手続又はその上訴審において、未確定債権について債権の存在を認める判決がなされ、当該判決が確定した場合には、前述第２に従って弁済を受け免除をする（疑義を避けるために記載すると、未確定債権について債権の存在を認めない裁判がなされ、当該裁判が確定した場合には、未確定債権者に対する弁済はなされない。）。

第４　追加弁済

１　追加弁済

本件弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の元本額（前述第２，２の免除がされなかったとした場合の元本額）に応じて按分して弁済する。

２　免除の効力の遡及的消滅

前項の場合においては、各特別清算債権者が前述第２，２の規定により行った債務免除は、本項に基づく追加弁済の額の限度で効力を失うものとする。

第５　細則

１　弁済の場所

本協定に基づく弁済は、全て、特別清算債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

２　弁済額の計算

本協定に基づく弁済額の計算は、１円未満を切り捨て計算する。

３　弁済充当の順序

本協定に基づく弁済は、すべて、元本、利息、遅延損害金の順に充当する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第２３号

東京都中央区勝どき６丁目３番１―5718号

再生債務者　入江　正和

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目１番地７　東京ビル２階　麹町誠壱法律事務所　弁護士　市野澤要治

平成27年３月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２４号

静岡県焼津市石津港町17番地の９

再生債務者　有限会社大石水産

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都中央区日本橋３丁目３番４号　永沢ビル５階　永沢総合法律事務所　弁護士　野田　聖子

平成27年３月27日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２５号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ケ池768番地

再生債務者　株式会社朝日ダイヤゴルフ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都中央区八重洲２－８－７　福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　伊藤　　尚

平成27年３月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第４号

愛知県西尾市城崎町４丁目26番地

再生債務者　株式会社ＡＳＳ

特別調査期間　平成27年５月22日から平成27年６月５日まで

平成27年３月30日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第５号

愛知県西尾市城崎町４丁目26番地

再生債務者　株式会社いこいの郷

特別調査期間　平成27年５月22日から平成27年６月５日まで

平成27年３月30日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３号

千葉県市川市南八幡３丁目11番６－302号

再生債務者　林　　大輔

１　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月17日まで

４　一般異議申述期間　平成27年５月１日から平成27年５月20日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第１１６号

埼玉県志木市上宗岡２丁目１番５号

再生債務者　高木　貴吉

１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月20日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月11日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第３号

千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の615

再生債務者　小原　敏男

１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月20日まで

４　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月18日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第１５１号

愛知県尾張旭市東本地ケ原町３丁目94番地２

再生債務者　戸川　鉄平

１　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月20日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月７日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１５２号

愛知県尾張旭市東本地ケ原町３丁目94番地２

再生債務者　戸川みゆき

１　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月20日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月７日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第７号

愛知県豊田市東新町３丁目67番地　東新スカイハイツ403号

再生債務者　山北　和春

１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月20日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月７日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第３４号

兵庫県芦屋市楠町13番32―515号

再生債務者　腰越　太一

１　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月20日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月11日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第２５３号

北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目５番地７

再生債務者　前田　憲司

１　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月21日まで

４　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月14日まで

札幌地方裁判所民事第４部